

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>島根大学の理念・目的</p> <p>本学は、地域的特性を活かしながら、教育・研究・医療及び社会貢献活動を通じて、自然と共生し、豊かで持続可能な社会の発展に努めることを使命とする。</p> <p>これを実現するために、山陰地方における知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、学生・教職員の協働のもと、次の5つの基本的目標を掲げ、「学生が育ち、学生とともに育つ大学づくり」を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い教養と専門的能力を身につけ、主体的に行動する人材を養成する。 2. 地域課題に立脚した特色ある研究を推進し、その成果を広く社会に発信する。 3. 地域資源を活用した文化の育成・産業振興、地域医療の充実などの社会貢献活動を推進する。 4. アジアをはじめとする国々との交流を推進し、地域における国際交流拠点となる。 5. 学問の自由と人権を尊重し、学生及び教職員の満足度を高めるとともに、社会の信頼に応える効率的な大学運営を行う。 	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成22年4月1日から平成28年3月31日</p>	

2 教育研究組織

[学部]

(法文学部)

山陰地方唯一の文系総合学部として、人文・社会科学分野の広範な研究に基づき、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を自ら探究し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人を育成する。さらに、先端的研究及び学際的・総合的研究を推進するとともに、地域のシンクタンクとして社会に貢献する。

(教育学部)

山陰地域における唯一の教員養成専門（基幹）学部として、多様化・複雑化する現代教育の諸問題の解決を目指す教育研究活動を推進し、地域の学校教育の発展と改善を担う「高度な教育的実践力」と「教職への強い意欲」を有する学校教員を育成する。

(医学部)

「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」という島根大学憲章の精神を継承し、社会の要請に応え地域医療の現場で活躍できる高度専門医療人の養成とその生涯教育、アジアの『条件不利地域』で医療改善に熱心に取組む国々との交流、柔軟で戦略的な教育研究推進体制を構築する。

(総合理工学部)

21世紀の知識基盤社会においては、新たな知の創出と知の活用によるさらなる科学技術の発展が求められている。総合理工学部は、理学、工学の教育・研究を基盤に、従来の枠組みを越えた分野間の有機的な連携を図り、新たな視点に立った理工融合型の教育・研究を推進する。これにより総合的視野をもった創造力豊かな人材の育成を目指すとともに、新たな科学技術の開拓を通して社会の持続的発展に寄与する。

(生物資源科学部)

大学憲章の「自然と共生する豊かな社会」を目指して、生物、生命、生産、生活を包含する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養する学部として、広く総合的視野を持った専門職や大学院に進む学生の育成、地域問題に対して主体的に取組み、それを解決できる能力を有する人材を養成し、生命現象の基本原則から生物資源に関する広い分野の教育研究を行う。

[研究科]

(人文社会科学研究科)

広い視野と深く精緻な学識を培い、人文社会科学分野における研究能力を有する人、地域に深く根ざした高度な専門能力を身につけた人、さらに多文化共生社会の実現に貢献できる人を養成する。

(教育学研究科)

山陰地域における唯一の教員養成系大学院として、地域の学校教育改革を進めるリーダーに相応しい、高度な専門的知見、教育に関する研究能力、さらには優れた教育的実践力を有する現職教員及びポストレイト・マスター人材を計画的に育成する。

(医学系研究科)

医学・看護学の分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備え、医学・看護学の発展と人類の福祉の向上に寄与し得る教育・研究者を養成するとともに、アジアを含む条件不利地域で地域医療をリードする人材を養成する。

(総合理工学研究科)

理工学の研究拠点として、特色ある先端的研究、従来の枠組みを超えた学際的研究、地域社会と連携した研究などを高度に推進することにより、21世紀の科学技術と社会の持続的発展に寄与する。同時に、これらの研究に裏付けられた理工融合型教育をさらに発展・深化させ、総合的視野をもった創造力豊かな高度技術者・研究者を育成する。

(生物資源科学研究科)

生物生命、農林生産、環境資源に関する先駆的、総合的な研究を推進するとともに、科学的知識・能力を基礎に、専門分野に関する高度の専門知識と応用力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を果たす地域産業人材の養成のための教育及び研究を行う。

(法務研究科)

地域に根ざした高度専門職業人である法曹を養成する機関として、法化社会に対応し、高度の法的思考力と知識とともに、国際性と地域性を備えた専門的ジェネラリストの法曹を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標

【学士課程】

- ① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。
- ② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。
- ③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人としての基礎力を高める。
- ④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。

【大学院課程】

- ⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

【学士課程・大学院課程共通】

- ⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の見直し・検討を進め、それに沿った入学者選抜方法の改善を行い、効果的な入試広報や高大接続の取組みを充実させる。
- 1-2 本学進学動機付けを促すため学内外で行う体験的な学習の機会を充実させ、中学・高校と大学の円滑な接続を図る。
- 1-3 理系の女性研究者等の裾野の拡大を目的として、女子高生の進路選択を促進するための事業を行う。
- 2-1 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び学習到達目標(ラーニング・アウトカム)を明確にし、それに沿った教育実現のための学士課程教育を体系的に整備する。
- 2-2 単位の実質化を保証する成績評価を行うとともに、卒業認定を厳格化する。
- 3-1 高大接続、補完・初年次教育等の充実を図り、入学者の学力水準を高め大学教育課程へ円滑に移行させる。
- 3-2 環境教育、フィールド学習等の体験型学習の充実を図り、地域の「人と自然」に学ぶ教育を推進する。
- 3-3 学生が自主的に行う正課外活動を積極的に評価する取組みを充実させる。
- 3-4 教養教育及び専門教育におけるキャリア教育を充実させる。
- 3-5 地域社会に貢献できる人材を養成するため、地域機関等との連携を強化し、現場重視型の教育を展開する。
- 4-1 習熟度別に基礎力を伸ばすとともに、学年進行に従って専門教育と有機的関連のある英語カリキュラムを設定し、英語教育の充実及び高度化を推進する。
- 4-2 正規の授業以外で学生が英語を学べる学習環境の改善と英語学習支援を強化する。
- 5-1 学位授与方針及び学習到達目標を明確にし、学内外の研究科間の連携を図りながら、国際通用性を高めるべく大学院教育を体系的に整備する。
- 5-2 大学院課程で身につけた専門性を活かして、高度専門職業人として地域社会に貢献できる人材を養成する。
- 5-3 単位の実質化を保証する成績評価を行うとともに、修了認定を厳格化する。
- 6-1 教員の教育力向上を図り、教育内容・方法の改善を進めるため、学生評価や同僚評価(ピア・レビュー)を核とした組織的・実質的FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を推進する。
- 6-2 教育力向上を目的として、近隣大学とのネットワークを強化する。
- 6-3 教員の教育活動に対するより効果的な評価システムを構築する。

<p>【教育の実施体制】</p> <p>⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。</p> <p>(2) 学生への支援に関する目標</p> <p>① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。</p> <p>② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。</p>	<p>7-1 教育の質を確保するとともに社会の要請に応えるため、必要に応じて法科大学院を含めた大学院課程及び学士課程における学生定員と組織の見直しを行う。</p> <p>(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 I T (インフォメーション・テクノロジー) 環境、自学・自習スペース等を整備し、学生の自主的学習を促すとともに、T A (ティーチング・アシスタント)、メンター等の人的学習サポート体制を充実させる。</p> <p>2-1 履修方法、専門・専攻の選択に関するガイダンス、学習相談、助言を適切に行う。</p> <p>2-2 学生の修学に対する経済的支援を充実させる。</p> <p>2-3 キャリアセンターの活動を充実させ、各学部・学科と連携し進学・就職支援体制を整備し強化する。</p> <p>2-4 女性研究者等の裾野の拡大を目的として、女子学生の大学院への進学を支援する。</p> <p>2-5 学生の心身の健康相談に対処するため保健管理センター機能を強化し、学生支援部門及び各学部・学科との連携・協力体制を構築する。</p> <p>2-6 学生支援を強化するため、教員組織と事務組織の協働に向けたS D (スタッフ・ディベロップメント) 活動を推進する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標</p> <p>① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。</p> <p>② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 文化的、自然的地域資源に関する研究を推進するとともに、地域産業や地域医療を牽引する先駆的技術に関する研究を推進する。</p> <p>1-2 中山間地域、過疎、高齢化、自然災害などの地域課題解決に向けた研究を推進する。</p> <p>1-3 汽水域・水環境に関する研究及び医理工農連携に関する研究の強化を図るとともに、研究成果を積極的に学内外へ公表する。</p> <p>2-1 学際的、個性的で質の高い研究を維持・創出するため、研究専念制度等を整備するとともに、若手研究者を育成する。</p> <p>2-2 設備整備マスタープランに沿った研究機器整備並びに学術情報基盤整備等の研究環境の向上に取り組む。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標</p> <p>① 鳥根県内の地域社会と連携し、全学部・全研究科において地域を志向した教育・研究の一層の伸展を図り、もって地(知)の拠点としての機能強化を推進する。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 地域における地(知)の拠点として、地域の抱える①産業空洞化、②市街地空洞化、③地域医療危機、④過疎・高齢化などの課題に対して、地域基盤型教育と地域課題解決型研究の更なる推進を図ることにより、もって地域ニーズに応じた人材の育成及び地域社会の課題を解決するための取組みを推進する。</p>

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。
- ② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。

(3) 国際化に関する目標

- ① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。
- ② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。

(4) 附属病院に関する目標

- ① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1-1 大学の知が地域に還元できる学内体制を整備・充実し、地域の産業界や医療機関及び自治体等との連携を強化する。
- 1-2 地域産業人材育成コース等の社会人受け入れを充実させるとともに、企業や自治体の知的・人的資源を有効活用して、地域産業を担う高度な人材を育成する。
- 1-3 地域医療の充実に向け、地域枠推薦入試等で受け入れた学生を中心に、低学年次から県内の医療機関等と連携するなどした地域医療実習及びセミナーへの参加を通じて、県内の地域医療に興味と熱意を持つ人材を期間中に60名程度育成し、若手医師の県内定着に取り組む。
- 2-1 公開講座・公開授業について検証を行いつつ、地域住民の学習ニーズの多様化、高度化に応じた学習機会を充実させる。
- 2-2 地域の教育・文化に係る関係機関との連携・協力関係を強化し、地域の教育並びに文化の保全・継承・創造に貢献する。
- 2-3 附属図書館・ミュージアムは関係機関との相互協力のもとで、地域社会に学術情報を提供することにより地域に対するサービスを充実させる。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 戦略的な国際交流を推進するために、これまでの交流実績に基づき交流協定大学の重点化を進める。
- 1-2 重点協定校群を軸に国際連携を展開し、東アジアをフィールドにした島根大学の特色ある共同研究、学生交流を推進する。
- 2-1 派遣留学生への財政的支援、教育支援をさらに充実し、海外留学・海外研修経験者を増加させる。
- 2-2 外国人留学生と日本人学生との交流機会の増大を図るとともに、日本文化研修・日本語学習面での支援を強化する。
- 2-3 帰国留学生間のネットワークづくりを推進する。
- 2-4 地域と共同して外国人留学生や外国人研究者の受け入れ体制・環境を充実させる。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1-1 地域医療教育研修センターを中心に、地域に立脚した魅力ある研修を推進するとともに、医療人研修(WWAMI)プログラムの成果を活用し、海外での地域医療研修も加えて、国際的視点を持つ医療人育成プログラム「島根モデル」を推進する。
- 1-2 国際貢献できる医療人を育成するため、先進的医療について、特にアジアの諸国との交流を推進・強化し、相互の医療レベルを向上させる。

<p>② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。</p> <p>③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。</p> <p>(5) 附属学校に関する目標</p> <p>① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。</p> <p>② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。</p>	<p>2-1 附属病院再開発等により、救急体制の強化を含む地域医療連携の推進と、大規模災害時にも十分機能する医療機能を確保するとともに、島根県における最重要基幹病院としての機能強化と先進医療の充実、及び地域を含めた医療安全と個人情報保護を推進する。</p> <p>2-2 疾病予知予防拠点と附属病院腫瘍センターが連携し、「未病」対策も含めた臨床研究を通じて先進的な生活習慣病及びがん診療体制を提供する。</p> <p>3-1 全国で唯一「IS014001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けている大学病院として、環境に配慮し、かつ、男女共同参画を推進し、就業形態の改善を目指すとともに、病院経営企画戦略会議を中心に経営分析に基づいた戦略的なプロジェクトを展開する。</p> <p>(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 「幼・小・中一貫教育」等に関する実践的教育・研究活動を推進し、その成果を学部と附属学校が共同開催する研究発表会において定期的に発表し、地域の教育委員会、公・私立学校教員に公開する。</p> <p>1-2 特別支援教育の推進等、新たな教育課題に対応する組織を立ち上げ、地域の学校教育改革を先導する研究開発学校の機能を強化する。</p> <p>1-3 学部教員と附属学校教員が共同で運営する附属学校部の機能を強化し、地域に開かれた教育研究活動を推進する。</p> <p>2-1 教育学部生を対象とする「四年一貫型教育実習プログラム」を実践するとともに、学部教員と協同して、教育的実践力の向上を目指したプログラム改善に取り組む。</p> <p>2-2 教育学研究科とともに、「大学院生を対象とする長期インターンシッププログラム」(教育課題解決型教育実習プログラム)を開発し、実施する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。</p> <p>② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。</p> <p>③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 学長補佐体制を充実し、戦略的な組織運営を強化するとともに、運営組織を機動的・効率的なものにする。</p> <p>1-2 教員と事務職員等がそれぞれの役割に応じて、大学運営の企画・立案等に一体となって参画する場を拡充する。</p> <p>2-1 男女共同参画推進のため全学的に女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備する。</p> <p>2-2 ハラスメント防止対策を強化するとともに、迅速・適正な措置を図るための体制を充実させる。</p> <p>3-1 教育研究組織の定期的な検証を踏まえ、社会的ニーズ等に対応した機能強化を図るための適正な人員配置・予算配分を行う。</p> <p>3-2 教育研究組織の再編成等を見据え、これまでの法曹養成教育を見直し、法実務教育を軸とした新たな法学教育を行うための教育研究組織整備に向けた調査を行う。</p>

<p>④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。</p>	<p>4-1 学内 LAN を利用した教職員、学生の諸手続きの電子化や各種事務のシステム化・ペーパーレス化を推進し、業務処理の一層の迅速化と効率化を図る。 4-2 第 1 期における機能的な組織構築と人員再配置を検証し、継続的に事務組織の見直しを行う。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 外部資金獲得支援チームを中心に、外部資金獲得増のための戦略を強化する。 1-2 支援基金等の学外からの支援を充実させるため、学外者を中心とした支援組織を構築する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△ 5 %以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。</p> <p>1-2 第 1 期中期目標期間において実施した取組み及び今後実施する取組みにおいて、費用対効果の検証を行い、評価結果を経営改善に反映させる。 1-3 附属病院については、定期的に経営分析を行い、再開発の影響、収益効果等勘案しながら効率的に管理的経費を執行する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>① 資産を効率的に運用する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 資金管理方針及び資金運用計画に基づき、流動性、効率性、安全性を確保した資産の運用管理を行う。</p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。</p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 評価結果を業務に反映させるため、継続的な改善システムを充実させる。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 広報・広聴活動プランを踏まえ、個々の目的に応じた新たな広報戦略を策定するとともに、広報を改善・充実する。 1-2 自己点検・評価、第三者評価の実施内容と結果、それに基づく改善・改革状況を公開する。</p>

<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。</p> <p>② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 「島根大学(川津・出雲)キャンパスマスタープラン」に沿って施設整備事業を実施するとともに、随時その点検・評価を実施し、施設の有効活用を推進する。</p> <p>2-1 平成 20 年度に開始した附属病院再開発事業により病院の増築、既設病棟の改修及び医療設備を充実させる。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。</p> <p>② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。</p> <p>③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 継続的な安全衛生活動を行うとともに、労働安全衛生マネジメントを構築する。</p> <p>2-1 法令に基づく消防設備等の点検・管理及び防災訓練を行うとともに、防火・防災体制を改善する。</p> <p>3-1 情報セキュリティ対策を充実させるとともに、情報セキュリティに関する講習会を毎年開催し構成員のセキュリティ意識を向上させる。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 関係法令、行動規範及びマニュアルの周知・徹底を行い、研修等を通じて構成員の法令遵守意識を向上させる。</p>

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	62,709
施設整備費補助金	1,351
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	336
自己収入	90,934
授業料及び入学料検定料収入	21,894
附属病院収入	68,013
財産処分収入	0
雑収入	1,027
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,770
長期借入金収入	12,524
計	173,624
支出	
業務費	148,408
教育研究経費	85,629
診療経費	62,779
施設整備費	14,211
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,770
長期借入金償還金	5,235
計	173,624

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 84,221 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人島根大学役員退職手当規程及び国立大学法人島根大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度にお

ける J (y) 。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y) 。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F (y) = \{ F (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)} \} \times \beta \text{ (係数)} \pm S (y) \\ \pm T (y) \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

.....

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

.....

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事

業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

.....

I(y) : 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

.....

J(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

K(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

L(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要

に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成 23 年度以降は平成 22 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 22 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	158,041
経常費用	158,041
業務費	144,988
教育研究経費	22,786
診療経費	28,099
受託研究費等	3,131
役員人件費	902
教員人件費	45,978
職員人件費	44,092
一般管理費	4,000
財務費用	1,300
雑損	0
減価償却費	7,753
臨時損失	0
収入の部	159,541
経常収益	159,541
運営費交付金収益	60,829
授業料収益	18,453
入学金収益	2,698
検定料収益	743
附属病院収益	68,013
受託研究等収益	3,131
寄附金収益	2,435
財務収益	157
雑益	870
資産見返負債戻入	2,212
臨時利益	0
純利益	1,500
総利益	1,500

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のため

の借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	175,393
業務活動による支出	151,448
投資活動による支出	16,941
財務活動による支出	5,235
次期中期目標期間への繰越金	1,769
資金収入	175,393
業務活動による収入	159,413
運営費交付金による収入	62,709
授業料及び入学科検定料による収入	21,894
附属病院収入	68,013
受託研究等収入	3,131
寄附金収入	2,639
その他の収入	1,027
投資活動による収入	1,687
施設費による収入	1,687
その他の収入	0
財務活動による収入	12,524
前中期目標期間よりの繰越金	1,769

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

27億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 川津団地(松江キャンパス)の土地の一部(島根県松江市西川津町1060番地 49.71㎡)を譲渡する。
- ・ 研究者交流会館の土地の一部(島根県松江市南田町131番 544.89㎡)を譲渡する。
- ・ 匹見演習林の土地の一部(島根県益田市匹見町匹見口335番3 472.44㎡)を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅹ その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・(医病)病棟	総額 14,211	施設整備費補助金 (1,351)
・(医病)病棟等改修		長期借入金 (12,524)
・(医病)基幹・環境整備(外溝整備等)		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (336)
・再開発(病棟)設備		
・小規模改修		

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・ 教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し、中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。
- ・ 教員については、全学での運用枠を活用し、中期目標・中期計画に沿って重点的、戦略的に配置する。
- ・ 事務系職員については、事務・事業の見直しを進めるとともに、高い専門性を要する部門において、そのための専門研修の強化及び適任者の雇用を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 84,221百万円(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学財 務・経営セン ター)		656	673	871	822	826	874	4,722	9,383	14,105

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位：百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融機 関)			0	21	21	22	22	86	571	657

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 附属病院再開発事業に係る施設設備整備費、移転費の一部
- ② 学生寄宿舍施設整備費の一部
- ③ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表 1 (学部、研究科等)

学 部	法文学部
	教育学部
	医学部
	総合理工学部
	生物資源科学部
研 究 科	人文社会科学研究科
	教育学研究科
	医学系研究科
	総合理工学研究科
	生物資源科学研究科
	(鳥取大学大学院連合農学研究科に参加) 法務研究科

別表 (収容定員)

平 成 22 年 度	法文学部	920人
	教育学部	680人
	医学部	835人
	(うち医師養成に係る分野)	575人
	総合理工学部	1,640人
	生物資源科学部	840人
	人文社会科学研究科	24人
	(うち修士課程)	24人
	教育学研究科	80人
	(うち修士課程)	80人
	医学系研究科	174人
(うち修士課程)	54人	
(博士課程)	120人	
総合理工学研究科	260人	
(うち修士課程)	224人	
(博士課程)	36人	
生物資源科学研究科	120人	
(うち修士課程)	120人	
法務研究科	80人	
(専門職学位課程)	80人	
平 成 23 年 度	法文学部	920人
	教育学部	680人
	医学部	852人
	(うち医師養成に係る分野)	592人
	総合理工学部	1,640人
	生物資源科学部	840人
	人文社会科学研究科	24人
	(うち修士課程)	24人
	教育学研究科	80人
	(うち修士課程)	80人
	医学系研究科	174人
(うち修士課程)	54人	
(博士課程)	120人	
総合理工学研究科	260人	
(うち修士課程)	224人	
(博士課程)	36人	
生物資源科学研究科	120人	
(うち修士課程)	120人	
法務研究科	70人	
(専門職学位課程)	70人	

平成 24 年度	法文学部	920人
	教育学部	680人
	医学部	869人
	（うち医師養成に係る分野	609人）
	総合理工学部	1,632人
	生物資源科学部	840人
	人文社会科学研究所	24人
	（うち修士課程	24人）
	教育学研究所	80人
	（うち修士課程	80人）
	医学系研究所	174人
	（うち修士課程	54人）
	（博士課程	120人）
	総合理工学研究所	272人
（うち修士課程	236人）	
（博士課程	36人）	
生物資源科学研究所	120人	
（うち修士課程	120人）	
法務研究所	60人	
（専門職学位課程	60人）	
平成 25 年度	法文学部	920人
	教育学部	680人
	医学部	886人
	（うち医師養成に係る分野	626人）
	総合理工学部	1,624人
	生物資源科学部	840人
	人文社会科学研究所	24人
	（うち修士課程	24人）
	教育学研究所	80人
	（うち修士課程	80人）
	医学系研究所	174人
	（うち修士課程	54人）
	（博士課程	120人）
	総合理工学研究所	284人
（うち修士課程	248人）	
（博士課程	36人）	
生物資源科学研究所	120人	
（うち修士課程	120人）	
法務研究所	60人	
（専門職学位課程	60人）	

平成 26 年度	法文学部	920人
	教育学部	680人
	医学部	903人
	(うち医師養成に係る分野)	643人)
	総合理工学部	1,624人
	生物資源科学部	840人
	人文社会科学研究科	24人
	(うち修士課程)	24人)
	教育学研究科	80人
	(うち修士課程)	80人)
	医学系研究科	174人
	(うち修士課程)	54人)
	(博士課程)	120人)
	総合理工学研究科	284人
(うち修士課程)	248人)	
(博士課程)	36人)	
生物資源科学研究科	120人	
(うち修士課程)	120人)	
法務研究科	60人	
(専門職学位課程)	60人)	
平成 27 年度	法文学部	920人
	教育学部	680人
	医学部	910人
	(うち医師養成に係る分野)	650人)
	総合理工学部	1,624人
	生物資源科学部	840人
	人文社会科学研究科	24人
	(うち修士課程)	24人)
	教育学研究科	80人
	(うち修士課程)	80人)
	医学系研究科	174人
	(うち修士課程)	54人)
	(博士課程)	120人)
	総合理工学研究科	284人
(うち修士課程)	248人)	
(博士課程)	36人)	
生物資源科学研究科	120人	
(うち修士課程)	120人)	
法務研究科	60人	
(専門職学位課程)	60人)	